

島田市教育委員会規則第4号

島田市教育環境適正化検討委員会規則をここに制定する

平成29年3月27日

島田市教育委員会委員長 五條 早規子

島田市教育環境適正化検討委員会規則

(設置)

第1条 平成27年島田市教育委員会告示第11号に基づき設置された島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会における調査及び検討を踏まえ、島田市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における教育効果を高めるための適正な教育環境について調査及び検討するため、島田市教育環境適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、小中学校における次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 望ましい教育環境の実現を図るために必要な事項に関すること。
- (2) 学校施設の適正化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育環境の適正化に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校の児童又は生徒の保護者の代表者
- (3) 小中学校の教職員の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、島田市教育委員会が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該調査及び検討の結果を島田市教育委員会に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。